

## 原子力発電所が36協定で結んでいる残業時間の上限

電力会社	原子力発電所	延長することができる時間		
		1日	1カ月 (2カ月又は3カ月)	1年
北海道電力	<b>泊</b>	16	(150) <small>※2カ月</small>	1,200
東北電力	東通	14	100	780
	女川	14	(300) <small>※3カ月</small>	1,200
東京電力	福島第一	フレックスタイム制につき定めなし	100	1,000
	福島第二	フレックスタイム制につき定めなし	100	800
	<b>柏崎刈羽</b>	<u>翌始業時刻までを限度</u>	80	990
中部電力	浜岡	14	95	680
北陸電力	志賀	15	120	800
関西電力	美浜	14時間20分	120	960
	<b>高浜</b>	14時間20分	100	600
	<b>大飯</b>	15時間20分	150	960
中国電力	島根	14	150	900
四国電力	<b>伊方</b>	12	150	900
九州電力	<b>玄海</b>	13	120	800
	<b>川内</b>	15	170	1,000
日本原電	東海第二	12	160	800
	敦賀	12	160	800
電源開発	大間	10時間40分	100	1,080

※1カ月の項目のうち( )の数字は2カ月又は3カ月の協定

※時間外労働時間はいずれも各社が結んだ協定、電力会社からの聴取のうち最長のもの

出典:衆議院議員高橋千鶴子事務所作成資料より倉林明子事務所作成